

# 茨城大学教育学部附属特別支援学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって本校では、全ての児童生徒がいじめを行わない、許さない豊かな人格の形成を目指すとともに、「いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ということについて児童生徒が気づき、豊かな人間関係を形成できるようにすることを旨とし、いじめ防止等のための対策を講じる。

### (2) いじめの禁止

児童生徒はいじめを行ってはならない。

### (3) 学校及び職員の責務

いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめが行われず、全ての児童生徒が、安心して教育活動に取り組むことができるよう、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、迅速にその問題に対応して解消を図るとともに、その再発の防止に努める。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ア いじめの未然防止

- (ア) 全職員が、一人一人の障害特性等、的確な実態把握に努めるとともに、一人一人の表情や行動を日常的に観察し、内面の小さな変化や訴えを見逃さないよう努め、情報を共有しながら組織的な対応にあたる。
- (イ) 友達が嫌がることをしないこと、頑張ったことを互いに褒め合うこと、困った時は互いに助け合うことなど、豊かな人間関係を築くための指導・支援に組織的に取り組む。
- (ウ) 児童生徒の道徳心を培い、達成感を得られる経験を積み重ねられるよう、道徳教育及び体験活動等の充実を図り、その具体的な指導内容を年間計画に体系的に盛り込む。
- (エ) 学校を楽しく安心して生活できる「居場所」であると実感できるように、児童生徒同士及び教員が楽しく触れ合う・協力し合うなどの機会を日常的に設け、「絆」づくりをすすめる。
- (オ) 相手の気持ちを考える場を設けたり、一人一人に役割を与えたりすることで、他者や集団に対する意識を高められるように努める。
- (カ) 教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うとともに、肯定的な言葉かけに努め、自己肯定感を高め、児童生徒が意欲や自信を持って教育活動に取り組むことができるようにする。
- (キ) 連絡帳や面談、来校時の積極的な会話により、保護者との情報交換及び信頼関係構築に努める。
- (ク) 医療・福祉・警察等、関係機関との連携を図る。

#### イ いじめの早期発見のための措置

- (ア) 授業や休み時間等、児童生徒同士のかかわりに日常的に目を配る。
- (イ) 連絡帳等を通し、家庭での様子にも気を配るよう努める。
- (ウ) 部生徒指導係が、各部における児童生徒の情報（小さな変化を見逃さず）を吸い上げ、共有できるようにする。
- (エ) いじめ調査等  
いじめを早期に発見するため、定期的な調査を次のとおり実施する。
  - ①部主事による児童生徒対象いじめアンケート調査 【年1回（12月）】  
※児童生徒の多様な実態に対応できるよう、アンケート様式を工夫して作成する。
  - ②担任による児童生徒からの聞き取り・見取り調査 【年1回（7月）】  
※実態把握に基づいた聞き取り・見取りを行い、意思等を適切に汲み取るように努める。
  - ③保護者対象いじめアンケート調査 【年2回（7月・12月）】
- (オ) いじめ相談体制  
児童生徒及び保護者が、いじめに関する相談を行うことができるよう、相談体制の整備を行う。
  - ①いじめ相談箱の設置と周知（児童生徒）
  - ②学校のいじめ相談窓口の周知（保護者）

(カ) いじめの未然防止等のための教職員の資質向上

- ①学校が安心して生活できる場所だと実感できるよう、児童生徒及び保護者に対しては日頃から丁寧な対応を心がけ、教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、保護者に不安感を与えたりすることがないように十分留意する。
- ②小さな変化を見逃さず、早い段階からの確な関わりをもち、対応にあたる。
- ③いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知し、情報の共有を図る。
- ④いじめの未然防止等のための施策に関する校内研修を年間計画に位置付け、職員の資質向上を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する施策

携帯電話等の通信機器を所持している児童生徒及びその保護者に対し、インターネットによるいじめを未然に防止し、効果的に対処できるよう、情報モラルに関する意識啓発を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア 「本校いじめ防止対策委員会（以下「対策委員会」という）」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(ア) 会議は次の者で構成する。

校長、副校長、校内教頭、生徒指導主事、生徒指導係、教育相談係長、部主事、養護教諭、その他校長が必要と認める者。

(イ) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

(ウ) 校長は対策委員会を総理し、代表する。

(エ) 対策委員会は次に挙げる事務を所掌する。

①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正。

②いじめの未然防止や早期発見に関すること

(各部との連携、アンケート調査、教育相談等)。

③いじめ事案の確認とその対応に関すること。

④いじめ問題の具体的対応策を検討すること。

⑤いじめの相談窓口として相談を受けること。

(オ) 対策委員会は校長が招集する。

(カ) 対策委員会は次の区分で招集する。

①年2回を定例会とする。

②いじめの兆候を把握した時や、いじめの相談情報があった時はその都度臨時会とする。臨時会については、生徒指導部長が提案をし、校長が必要と認める者を招集する。

(キ) その他、対策委員会の運営に必要な事項は、校長が決定する。

(ク) 重大事態の際には、校長が「対策委員会」の元に調査機関を設置する。調査機関の構成については、校長が決定する。

イ いじめに対する措置

(ア) いじめに係る相談を受けた場合、速やかに事実関係の把握を行い、情報の共有を図る。

(イ) いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(ウ) いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けるために必要があると認めるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じる。

(エ) いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。

(オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、文部科学省及び県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

※必要に応じて県教育委員会にも連絡を行い、近隣学校や機関との連携を図り対応する。

### (3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（積算で30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、次の対処を行う。

- ア 当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。
- イ 重大事態が発生した旨を、国立大学法人及び県教育委員会に報告する。
- ウ いじめの被害を受けた生徒や、情報を提供した生徒を守るための措置を講じる。
- エ いじめの加害児童生徒に対しては、毅然として対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導・支援する。
- オ 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を、積極的かつ適切な方法で提供する。
- カ 上記調査結果については、国立大学法人を通じて文部科学大臣に報告するとともに、必要に応じ、県教育委員会に報告をする。
- キ いじめの被害を受けた児童生徒には、状況に合わせて継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰への支援や、学習支援を行う。
- ク 当該事態の事実真挚に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

### (4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の5点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの未然防止に関する取組に関すること。
- イ いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ウ いじめへ対処するための取組に関すること。
- エ いじめの再発を防止するための取組に関すること。
- オ いじめの取組についての関係機関との連携に関すること。

以上の評価を通し、いじめへの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、学校の基本方針等について体系的に見直し、必要に応じて年間計画等の修正等を行い、より適切ないじめの防止等の取組について検証する。

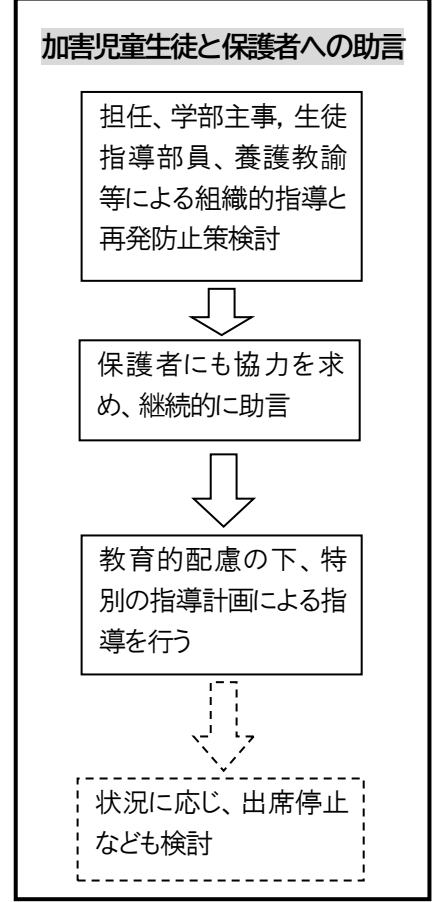
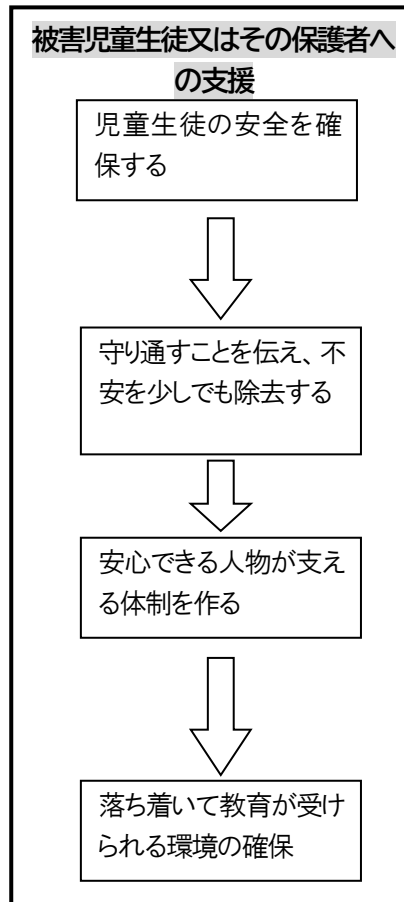
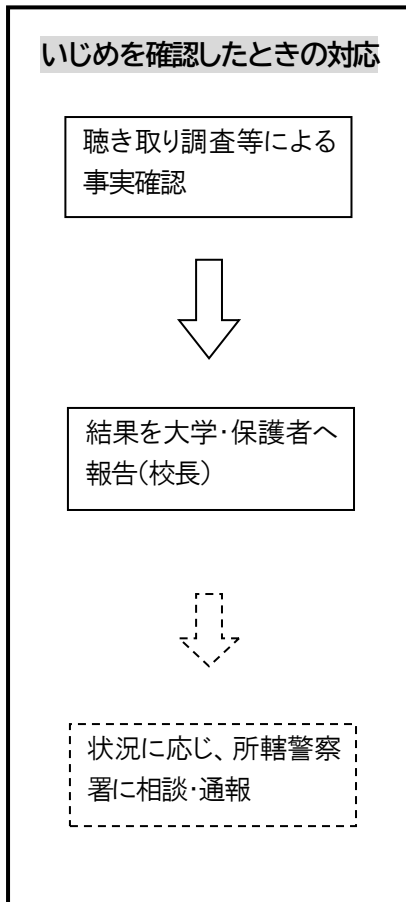
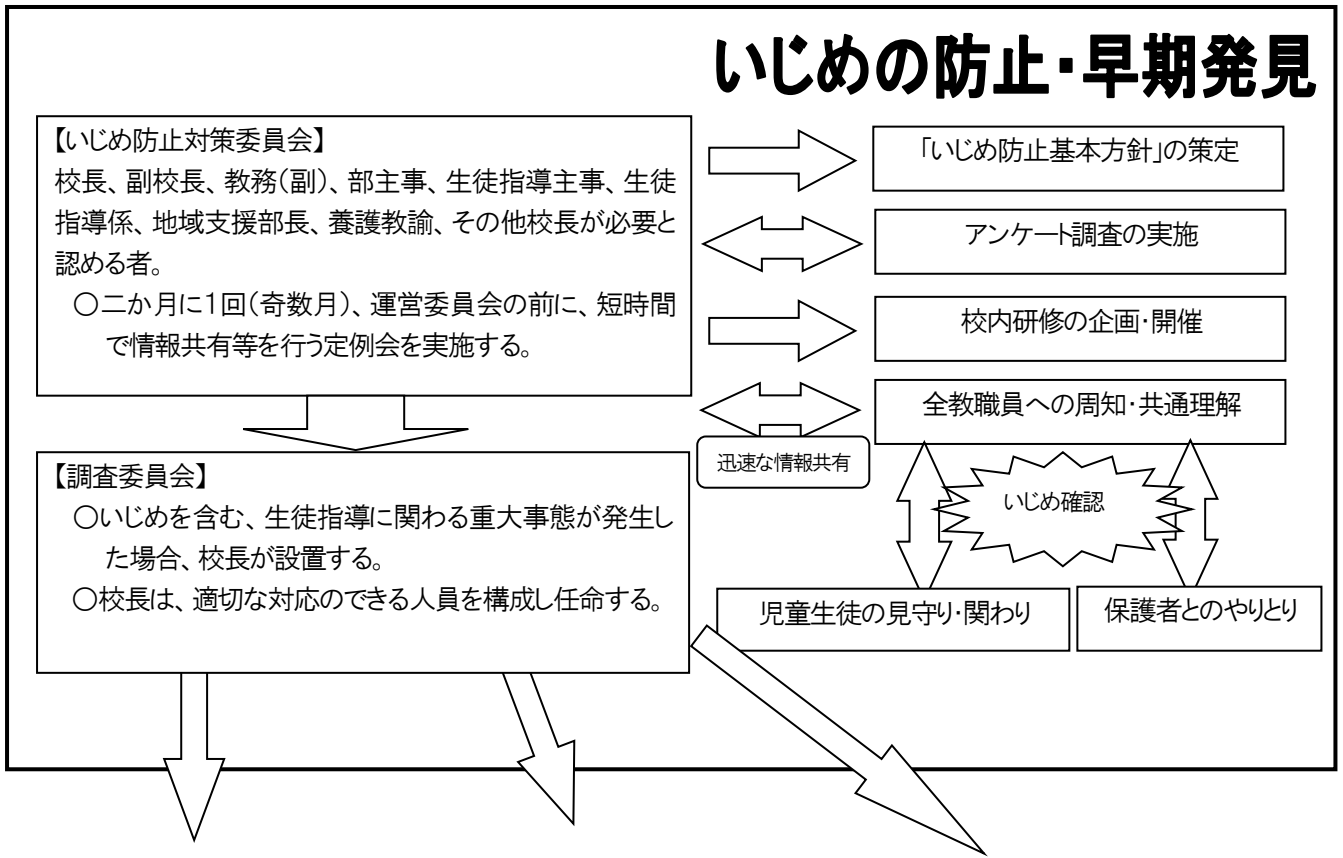
#### 附則

- (イ) 本基本方針は、平成26年4月1日から施行する
- (ロ) 平成27年12月22日一部改訂
- (ハ) 平成28年6月16日一部改訂
- (二) 令和5年8月21日一部改訂

# 茨城大学教育学部附属特別支援学校 「いじめ防止対策委員会」

(平成 25 年 「いじめ防止対策推進法 第 22 条」に基づく)

## いじめの防止・早期発見



## いじめ防止のための取組 年間計画

| 月   | 内容   |   |
|-----|--|---|
| 4月  | ○運営委員会<br>○職員会議  | ・いじめ防止基本方針の確認<br>・年間計画の確認   |
|     | ○OPTA 総会   | ・いじめ防止のための取組等について保護者へ説明（口頭）<br><span style="float: right;">（副校長）</span>                   |
| 7月  | ○聞き取り・見取り調査実施（担任）<br>○保護者アンケート実施                             | ・7月上旬に聞き取り・アンケート実施<br>・夏休み前に回収  |
| 8月  | ○いじめ防止対策委員会<br>【参加者】<br>校長、副校長、教務（副）、養護教諭、各部主事、生徒指導部員、地域支援部長 | ・担任の聞き取り、見取り調査及び保護者アンケートの精査<br>・各部の気になる児童生徒の情報交換<br>・各部の指導の進捗情報の共通理解<br>・教育相談的内容。地域支援部と連携 |
| 12月 | ○聞き取り・見取り調査実施（主事）<br>○保護者アンケート実施                             | ・12月上旬に聞き取り・アンケート実施<br>・冬休み前に回収   |
|     | ○いじめ防止対策委員会<br>【参加者】<br>校長、副校長、教務（副）、養護教諭、各部主事、生徒指導部員、地域支援部長 | ・主事の聞き取り、見取り調査及び保護者アンケートの精査<br>・各部の気になる児童生徒の情報交換<br>・各部の指導の進捗情報の共通理解                      |

\*運営委員会（奇数月）に、いじめ防止対策委員会定例会を実施する。内容は、別紙に規定する。

○生徒指導上、至急対応すべき案件が生じた際は、随時委員会を開催し、対応を協議する。

○外部専門家の派遣を要請する場合には、ルリア記念クリニック古徳医師、茨城大学金丸教授に依頼する。  
古徳医師には養護教諭から、金丸教授には校長から口頭で打診を年度当初に行う。

※いじめ防止対策委員会は年2回の実施。

※いじめ防止対策委員会記録の保管期間について

- ・記録ファイル …5年保管
- ・アンケート調査原本 …3年保管（年度末廃棄）